

京都府環境影響評価条例施行規則の一部改正について

(事務局案)

平成28年 3 月

京都府環境審議会

1 はじめに

大規模な土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行うに当たって、その事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民等の意見を聴き、適切な環境保全対策を講じることを通じ、より環境への影響に配慮した事業とする環境影響評価（環境アセスメント）の実施は、環境の保全上極めて重要な手続である。

平成28年3月10日京都府知事から府環境審議会に「環境影響評価条例施行規則の一部改正について」の諮問があり、当審議会はこれを環境管理部会に付議し、部会で対象事業の追加に関する課題や追加する対象事業の方向性について審議を行った。

本答申は、府環境影響評価条例の対象事業の追加について、その方向性と課題について取りまとめたものである。

京都府においては、本答申を踏まえ、速やかに所要の改正が行われることを期待する。

2 制度をとりまく状況について

(1) 現状の制度

- 我が国の環境影響評価制度は、国による全国一律の制度と各自治体が地域特性を踏まえ、国の制度の対象事業以外の事業及びより小規模な事業を対象とする制度が一体となって、環境保全に配慮した事業が実施されるよう運用されている。
- 京都府の制度としての環境影響評価は、まず、平成元年5月に制定した「京都府環境影響評価要綱（平成元年京都府告示第295号）」（以下、「府要綱」という。）に基づき実施され、平成10年10月には「京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）」（以下、「府条例」という。）を公布、平成11年6月12日施行以後は条例による環境影響評価が実施されている。
- 府条例は、制定以降、環境影響評価について住民の理解の向上及び参画の促進の観点から、事業者による方法書等のインターネットの利用等による公表、方法書説明会の開催等の手続を新設する改正を平成23年に行い、これまでの環境影響評価より柔軟な環境保全措置等を可能とするため、事業計画の立案の段階で実施する環境影響評価手続を導入（計画段階配慮書手続）するための改正を平成25年に行うなど、必要な制度改正を行ってきた。

- 平成元年の府要綱の施行以降、府（京都市の制度による手続を除く。）においては、道路9件、レクリエーション施設6件、廃棄物焼却炉3件、土地区画整理事業2件、鉄道1件、発電所1件の計22件について環境影響評価手続が行われてきた。

（２）対象事業の状況

- 京都府では地域の特性を踏まえ、府条例により法の対象外である事業の追加（横出し）や法の対象事業よりも規模の小さな事業の追加（すそ下げ）をすることで、17種類の事業を環境影響評価手続の対象とし、平成24年には、対象事業である発電所として、風力発電所を追加した。
- 面開発事業（造成事業）としては、工業団地の造成事業、住宅団地の造成事業、レクリエーション施設用地の造成事業など9種類（複合開発を含む。）の事業について造成目的を特定した上で対象としている。

3 対象事業追加の必要性について

- 府条例の面開発事業（造成事業）については、2（2）のとおり造成目的を特定した上で対象としているが、社会情勢の変化や科学技術の進展により、現在の対象事業である面開発事業と環境への影響が同程度であるものの、対象となっていない事業が存在する。
- 今後も、府内において現在対象事業となっていない土地の造成事業が実施される可能性も否定できないことから、現在の対象事業と同様の土地造成を行い、環境影響のおそれが同程度であると想定されるものを対象とすることで整合を図る必要がある。
- 追加する事業は、現在の対象事業以外で、環境への影響が他の面開発事業（造成事業）と比べて同程度であると想定される土地の造成事業とすることが適当である。
- 対象規模については、現在の対象事業と同様の土地造成を行い、環境影響が同程度であると想定されるものを追加することとしていることから、現在対象となっている面開発事業（造成事業）と同じ規模（造成に係る土地の面積）に設定することが適当である。